

令和 8 年 9 月 1 日 招集

## 唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市



## 議 案 目 次

|           |                                                      |      |
|-----------|------------------------------------------------------|------|
| 議案第 86 号  | 令和 8 年度唐津市一般会計補正予算……………                              | (別冊) |
| 議案第 87 号  | 令和 8 年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……………                        | (別冊) |
| 議案第 88 号  | 令和 8 年度唐津市後期高齢者医療特別会計補正予算……………                       | (別冊) |
| 議案第 89 号  | 令和 8 年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………                          | (別冊) |
| 議案第 90 号  | 唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例の一部を改正する条例制定について……………                | 1    |
| 議案第 91 号  | 唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例制定について……………                     | 3    |
| 議案第 92 号  | 唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例制定について……………                 | 7    |
| 議案第 93 号  | 唐津市末盧館条例の一部を改正する条例制定について……………                        | 12   |
| 議案第 94 号  | 唐津市旧高取邸条例の一部を改正する条例制定について……………                       | 14   |
| 議案第 95 号  | 唐津市鯨組主中尾家屋敷条例の一部を改正する条例制定について……………                   | 16   |
| 議案第 96 号  | 唐津市名護屋城茶苑条例の一部を改正する条例制定について……………                     | 18   |
| 議案第 97 号  | 唐津市民会館条例制定について……………                                  | 22   |
| 議案第 98 号  | 唐津市都市公園条例の一部を改正する条例制定について……………                       | 30   |
| 議案第 99 号  | 唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について……………                       | 34   |
| 議案第 100 号 | 唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例制定について……………                  | 41   |
| 議案第 101 号 | 唐津市高齢者センター条例の一部を改正する条例制定について……………                    | 44   |
| 議案第 102 号 | 唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について…………… | 46   |
| 議案第 103 号 | 唐津市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について……………                   | 59   |

|             |                                               |     |
|-------------|-----------------------------------------------|-----|
| 議案第 1 0 4 号 | 唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例制定<br>について .....       | 6 1 |
| 議案第 1 0 5 号 | 唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条<br>例制定について .....    | 6 3 |
| 議案第 1 0 6 号 | 唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例制定に<br>ついて .....        | 6 5 |
| 議案第 1 0 7 号 | 唐津市国営土地改良事業特別徴収金徴収条例制定につい<br>て .....          | 6 7 |
| 議案第 1 0 8 号 | 唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する<br>条例制定について .....   | 7 0 |
| 議案第 1 0 9 号 | 唐津市水産会館条例の一部を改正する条例制定について.....                | 7 2 |
| 議案第 1 1 0 号 | 唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制<br>定について .....      | 7 4 |
| 議案第 1 1 1 号 | 唐津城条例の一部を改正する条例制定について.....                    | 7 6 |
| 議案第 1 1 2 号 | 唐津市相知あじさい館条例の一部を改正する条例制定に<br>ついて .....        | 7 8 |
| 議案第 1 1 3 号 | 唐津市観光公園等条例の一部を改正する条例制定につい<br>て .....          | 8 0 |
| 議案第 1 1 4 号 | 唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例制定に<br>ついて .....        | 8 2 |
| 議案第 1 1 5 号 | 唐津市呼子観光物産館条例の一部を改正する条例制定に<br>ついて .....        | 8 4 |
| 議案第 1 1 6 号 | 唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制<br>定について .....      | 8 6 |
| 議案第 1 1 7 号 | 唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例制定<br>について .....        | 8 8 |
| 議案第 1 1 8 号 | 唐津市自転車等の放置防止等に関する条例制定について.....                | 9 0 |
| 議案第 1 1 9 号 | 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正<br>する条例制定について ..... | 9 4 |

|             |                                          |       |
|-------------|------------------------------------------|-------|
| 議案第 1 2 0 号 | 唐津市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について ..... | 9 6   |
| 議案第 1 2 1 号 | 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について .....  | 9 8   |
| 議案第 1 2 2 号 | 唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について .....  | 1 0 0 |
| 議案第 1 2 3 号 | 唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定について .....         | 1 0 2 |
| 議案第 1 2 4 号 | 人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて .....    | 1 0 5 |
| 議案第 1 2 5 号 | 財産の取得について .....                          | 1 0 7 |
| 議案第 1 2 6 号 | 唐津市有線テレビジョン施設等撤去工事請負契約締結について .....       | 1 0 9 |
| 議案第 1 2 7 号 | 土地改良事業計画の変更について .....                    | 1 1 0 |
| 報告第 1 9 号   | 専決処分の報告について（その 1） .....                  | 1 1 2 |
| 報告第 2 0 号   | 専決処分の報告について（その 2） .....                  | 1 1 4 |



## 議案第 90 号

唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市浜崎祇園山囃子保存会館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例の一部を改正する条例

唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例（平成 17 年条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条、第 14 条関係）

| 区分  | 金額（1 時間当たり） |
|-----|-------------|
| 会議室 | 200 円       |

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例の規定による令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 9 1 号

唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前文化会館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市肥前文化会館条例の一部を改正する条例

唐津市肥前文化会館条例（平成 17 年条例第 302 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 14 条関係）

1 ホール使用料

| 区分           |                         | 金額（1 時間当たり） |          |
|--------------|-------------------------|-------------|----------|
| 入場料等を徴収しない場合 |                         | 平日          | 11,070 円 |
|              |                         | 休日等         | 13,280 円 |
| 入場料等を徴収する場合  | 入場料等の最高額が 3,000 円以下の場合  | 平日          | 16,600 円 |
|              |                         | 休日等         | 19,920 円 |
|              | 入場料等の最高額が 3,000 円を超える場合 | 平日          | 22,140 円 |
|              |                         | 休日等         | 26,560 円 |

備考

- 1 「入場料等」とは、入場料、会費、負担金その他入場料に相当するものをいう。
- 2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- 3 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の使用料は、入場料等の徴収の有無にかかわらず、3,000 円を超える場合の区分を適用する。
- 4 追加を要する照明、音響技術料等は、別途利用者が負担するものとする。
- 5 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。

- 6 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

## 2 リハーサル室等使用料

| 区分     | 金額（1時間当たり） |
|--------|------------|
| リハーサル室 | 1, 150円    |
| 控室     | 150円       |
| 舞台のみ   | 2, 340円    |
| 楽屋1    | 420円       |
| 楽屋2    | 380円       |

### 備考

- 1 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の使用料は、10割相当額を加算する。
- 2 追加を要する照明、音響技術料等は、別途利用者が負担するものとする。
- 3 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

## 3 グランドピアノ使用料

| 区分         | 金額（1日1回当たり） |
|------------|-------------|
| フルコンサートピアノ | 3, 130円     |

### 備考

- 1 グランドピアノの使用料には、調律に要する費用を含まない。
- 2 調律に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の使用料は、10割相当額を加算する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の唐津市肥前文化会館条例の規定による令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (経過措置)

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 92 号

唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市相知交流文化センターの使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市相知交流文化センター条例の一部を改正する条例

唐津市相知交流文化センター条例（平成17年条例第304号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（使用料）

**第7条** 利用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

第15条第4項中「同条第3項及び第4項」を「同条第2項及び第3項」に、「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「前2項」を「前項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1（第7条、第15条関係）

##### 1 生涯学習センター使用料

| 区分     | 金額（1時間当たり） |
|--------|------------|
| 会議室（1） | 440円       |
| 会議室（2） | 440円       |
| 会議室（3） | 440円       |
| 調理実習室  | 840円       |
| 和室（1）  | 190円       |
| 和室（2）  | 380円       |
| 研修室（A） | 910円       |

|        |        |
|--------|--------|
| 研修室（Ｂ） | １，８３０円 |
| エントランス | ６７０円   |

## ２ 文化ホール使用料

### （１）ホール使用料

| 区分           |                           | 金額（１時間当たり） |
|--------------|---------------------------|------------|
| 入場料等を徴収しない場合 |                           | 平日         |
|              |                           | １０，９００円    |
|              |                           | 休日等        |
|              |                           | １３，０８０円    |
| 入場料等を徴収する場合  | 入場料等の最高額が<br>３，０００円以下の場合  | 平日         |
|              |                           | １６，３５０円    |
|              |                           | 休日等        |
|              |                           | １９，６２０円    |
|              | 入場料等の最高額が<br>３，０００円を超える場合 | 平日         |
|              |                           | ２１，８００円    |
|              |                           | 休日等        |
|              |                           | ２６，１６０円    |

### （２）リハーサル室等使用料

| 区分     | 金額（１時間当たり） |
|--------|------------|
| リハーサル室 | ９００円       |
| 控室（１）  | ６００円       |
| 控室（２）  | ６００円       |
| 舞台のみ   | ２，７９０円     |
| ホワイエ   | ４５０円       |

### 備考（別表第１共通）

- 「入場料等」とは、入場料、会費、負担金その他入場料に相当するものをいう。
- 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項及び次項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合のホール使用料は、入場料等の徴収

の有無にかかわらず、3,000円を超える場合の区分を適用する。

4 市民等が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の生涯学習センター使用料及びリハーサル室等使用料は、10割相当額を加算する。

5 追加を要する照明、音響技術料等は、別途利用者が負担するものとする。

6 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。

7 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

## 別表第2（第7条、第15条関係）

### グランドピアノ使用料

| 区分         | 金額（1日1回当たり） |
|------------|-------------|
| フルコンサートピアノ | 5,680円      |
| セミコンサートピアノ | 2,090円      |

### 備考

- 1 グランドピアノの使用料には、調律に要する費用を含まない。
- 2 調律に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の使用料は、10割相当額を加算する。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市相知交流文化センター条例の規定による令和9年4月1日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### （経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### 議案第 93 号

唐津市末盧館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市末盧館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市末盧館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市末盧館条例の一部を改正する条例

唐津市末盧館条例（平成 17 年条例第 315 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表のとおり」を「無料」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とする。

別表を削る。

**附 則**

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 94 号

唐津市旧高取邸条例の一部を改正する条例制定について

唐津市旧高取邸条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市旧高取邸の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市旧高取邸条例の一部を改正する条例

唐津市旧高取邸条例（平成１８年条例第７６号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表を次のように改める。

１ 展示施設観覧料

| 区分         | 金額（１人１回当たり） |            |
|------------|-------------|------------|
|            | 唐津市内居住者     | 唐津市外居住者    |
| 一般         | ４００円（３２０円）  | ８００円（６４０円） |
| 小・中学生及び高校生 | ２００円（１６０円）  | ４００円（３２０円） |
| 未就学児       | 無料          | 無料         |

備考

- １ 旧高取邸において特別の展示等を実施する場合の観覧料の額は、市長が別に定める額とする。
- ２ 「一般」とは、１５歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。
- ３ 括弧内の金額は、団体観覧料とする。
- ４ 団体扱いは、２０人以上とする。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。



## 議案第 95 号

唐津市鯨組主中尾家屋敷条例の一部を改正する条例制定について

唐津市鯨組主中尾家屋敷条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市鯨組主中尾家屋敷の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市鯨組主中尾家屋敷条例の一部を改正する条例

唐津市鯨組主中尾家屋敷条例（平成 23 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 14 条関係）

展示施設観覧料

| 区分         | 金額（1 人 1 回当たり） |              |
|------------|----------------|--------------|
|            | 唐津市内居住者        | 唐津市外居住者      |
| 一般         | 150 円（120 円）   | 310 円（240 円） |
| 小・中学生及び高校生 | 70 円（50 円）     | 150 円（120 円） |
| 未就学児       | 無料             | 無料           |

備考

- 1 旧中尾家住宅において特別の展示等を実施する場合の観覧料の額は、市長が別に定める額とする。
- 2 施設の一部を占用して利用する場合における設備器具の使用料の額は、市長が別に定める額とする。
- 3 「一般」とは、15 歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。
- 4 括弧内の金額は、団体観覧料とする。
- 5 団体扱いは、20 人以上とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 96 号

唐津市名護屋城茶苑条例の一部を改正する条例制定について

唐津市名護屋城茶苑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市名護屋城茶苑「海月」の設置及び管理に関する規定の整理並びに使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市名護屋城茶苑条例の一部を改正する条例

唐津市名護屋城茶苑条例（平成17年条例第227号）の一部を次のように改正する。

第1条中「文化活動の醸成による地域活性化を図る」を「茶の湯文化を通じた交流の促進と文化活動の醸成を図り、もって市民文化の発展向上に資する」に改める。

第5条から第9条までを次のように改める。

（利用等の制限）

**第5条** 市長は、前条に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

又は茶苑に入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用若しくは入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、茶苑の管理上支障があると認めるとき。

2 利用若しくは入館の拒否又は退館を命じることによる利用者又は入館者が受ける損害については、市はその責めを負わない。

（利用する権利の譲渡等の禁止）

**第6条** 利用者は、利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

**第7条** 茶苑の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 前項の使用料は、前納とする。
- 3 市長は、特別の理由があると認められるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

（原状回復の義務）

**第8条** 利用者は、その利用を終えたときは、直ちに職員にその旨を報告し、職員の指示に従い、当該利用施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

**第9条** 利用者又は入館者が、故意又は重大な過失により建物、設備その他器具等を損傷し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、直ちにその旨を届け出、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、損害賠償させるのが適当でないと認める場合は、賠償金額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者又は入館者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを行い、その費用を当該利用者又は入館者から徴収する。

第14条を第16条とする。

第13条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条第4項中「第7条及び第8条の」を「第7条の」に、「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、「第7条及び第8条中」を削り、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第2項中「これらの規定」を「第4条及び第5条第1項」に、「第10条第1項に規定する指定管理者」を「第12条第1項に規定する指定管理者」と、第5条第2項中「市」とあるのは「市及び第12条第1項に規定する指定管理者」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(立入検査)

**第10条** 利用者は、職員が職務執行のため当該利用施設を立入検査するときは、これを拒むことはできない。

(免責)

**第11条** 利用者又は入館者が茶苑における事故、盗難、災害等により受けた損害については、市は、その責めを負わない。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

| 区分 | 金額（1時間当たり） |
|----|------------|
|----|------------|

|     |     |      |         |
|-----|-----|------|---------|
| 茶室棟 | 小間  |      | 1, 370円 |
|     | 8 畳 |      | 1, 170円 |
| 茶屋棟 | 座敷  | 10 畳 | 1, 090円 |
|     |     | 9 畳  | 940円    |
|     |     | 6 畳  | 780円    |
|     | 立礼席 |      | 660円    |

#### 備考

- 1 いずれの施設を利用する場合も、利用時間には準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 午後5時以降の利用における使用料については、この表に掲げる使用料の額に2割5分相当額を加算する。
- 4 利用者が営利を目的として使用する場合及び入場料、会費、負担金その他入場料に相当する料金を徴収する場合は、10割相当額を加算する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の唐津市名護屋城茶苑条例の規定による令和9年4月1日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (経過措置)

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和9年4月1日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 97 号

唐津市民会館条例制定について

唐津市民会館条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市民会館の設置に伴い制定するものである。



唐津市条例第 号

唐津市民会館条例

(設置)

**第1条** 市民による自主的な文化芸術活動の場を提供することにより、文化の交流による賑わいを創出するとともに、観光交流拠点として本市の伝統文化を保存し、継承し、及び発信するため、唐津市民会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市民会館

位置 唐津市西城内6番33号

(施設)

**第3条** 会館に次に掲げる施設を置く。

(1) ホール及びその附属施設

(2) 曳山展示場

(3) その他附属施設

(利用の許可)

**第4条** 前条第1号の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可について、条件を付することができる。

(利用の制限)

**第5条** 市長は、前条に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）、会館に入館する者（以下「入館者」という。）又は曳山展示場に入場する者（以下「入場者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消し、会館の利用若しくは入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがある  
と認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上又は会館の管理上支障があると認めるとき。

2 利用若しくは入館の拒否又は退館を命ずることによる利用者、入館者又は入場者（以下「利用者等」という。）が受ける損害については、市は、その責めを負わない。

（利用する権利の譲渡等の禁止）

**第6条** 利用者は、利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

**第7条** 利用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（入場料）

**第8条** 入場者は、別表第2に定める入場料を前納しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の入場料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の入場料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

（原状回復の義務）

**第9条** 利用者は、その利用を終えたときは、直ちに職員にその旨を報告し、職員の指示に従い、当該利用施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

**第10条** 利用者等が、故意又は重大な過失により建物、設備その他の器具等を損

傷し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、直ちにその旨を届け出、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者等が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを行い、その費用を当該利用者等から徴収する。

(立入検査)

**第 1 1 条** 利用者は、職員が職務執行のため当該利用施設を立入検査するときは、これを拒むことはできない。

(免責)

**第 1 2 条** 利用者等が会館における事故、盗難、災害等により受けた損害については、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

**第 1 3 条** 市長は、会館の管理を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせている場合における第 4 条、第 5 条及び第 1 2 条の規定の適用については、第 4 条、第 5 条第 1 項中「市長」とあるのは、「第 1 3 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 5 条第 2 項及び第 1 2 条中「市」とあるのは、「市及び第 1 3 条第 1 項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の業務)

**第 1 4 条** 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第 1 5 条** 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、前条各号に掲げる業務の実施に当たり、当該業務の実施に必要な

な範囲を超えて、個人に関する情報を収集し、又は使用してはならない。

(利用料金)

**第 16 条** 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者及び入場者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者」と、第 7 条中「使用料」とあり、第 8 条中「入場料」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する利用料金」とする。

(委任)

**第 17 条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による施設の利用許可その他利用許可に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正)

3 唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(172) 唐津市曳山展示場条例（令和 2 年条例第 46 号）

別表第 1（第 7 条関係）

1 大ホール使用料

| 区分                                    |     | 時間                             | 午前 9<br>時から<br>正午ま<br>で | 午後 1<br>時から<br>午後 5<br>時まで | 午後 6<br>時から<br>午後<br>10 時<br>まで | 午前 9<br>時から<br>午後 5<br>時まで | 午後 1<br>時から<br>午後<br>10 時<br>まで | 午前 9<br>時から<br>午後<br>10 時<br>まで |
|---------------------------------------|-----|--------------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|                                       |     |                                |                         |                            |                                 |                            |                                 |                                 |
| 入場料等を<br>徴収しない<br>場合                  | 平日  |                                | 31,050<br>円             | 41,410<br>円                | 41,410<br>円                     | 72,460<br>円                | 82,820<br>円                     | 113,870<br>円                    |
|                                       | 休日等 |                                | 35,490<br>円             | 47,320<br>円                | 47,320<br>円                     | 82,810<br>円                | 94,640<br>円                     | 130,130<br>円                    |
| 入場料等<br>の最高額<br>が 3,000<br>円以下の<br>場合 | 平日  | 入場料等                           | 44,370<br>円             | 59,160<br>円                | 59,160<br>円                     | 103,530<br>円               | 118,320<br>円                    | 162,690<br>円                    |
|                                       | 休日等 | が 3,000<br>円以下の<br>場合          | 53,240<br>円             | 70,990<br>円                | 70,990<br>円                     | 124,230<br>円               | 141,980<br>円                    | 195,220<br>円                    |
| 徴収する<br>場合                            | 平日  | 入場料等                           | 66,550<br>円             | 88,740<br>円                | 88,740<br>円                     | 155,290<br>円               | 177,480<br>円                    | 244,030<br>円                    |
|                                       | 休日等 | の最高額<br>が 3,000<br>円を超える<br>場合 | 79,860<br>円             | 106,480<br>円               | 106,480<br>円                    | 186,340<br>円               | 212,960<br>円                    | 292,820<br>円                    |

備考

- 「入場料等」とは、入場料、会費、負担金その他入場料に相当するものをいう。
- 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23

年法律第 1 7 8 号) に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。

3 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の使用料は、入場料等の徴収の有無にかかわらず、3, 0 0 0 円を超える場合の区分を適用する。

4 利用時間の超過、繰上げ及び練習（舞台のみ利用）等の場合の使用料の額は、規則で定める。

5 大ホールの利用に当たっては、同時に、小楽屋、楽屋ロビー及び主催者事務室を利用することができる。

## 2 小ホール及び附属施設等使用料

| 区分    | 金額（1 時間当たり） |
|-------|-------------|
| 小ホール  | 1, 1 6 0 円  |
| 大楽屋   | 4 4 0 円     |
| 中楽屋   | 1 7 0 円     |
| 活動室 1 | 2 9 0 円     |
| 活動室 2 | 2 6 0 円     |

### 備考

1 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の使用料は、1 0 割相当額を加算する。

2 利用時間の超過及び繰上げの場合の使用料の額は、規則で定める。

## 3 グランドピアノ使用料

| 区分         | 金額（1 日 1 回当たり） |
|------------|----------------|
| フルコンサートピアノ | 6, 0 0 0 円     |
| セミコンサートピアノ | 4, 0 0 0 円     |

### 備考

- 1 グランドピアノ使用料には、調律に要する費用を含まない。
- 2 調律に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。以下この項において同じ。）が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の者が利用する場合の使用料は、１０割相当額を加算する。

## 別表第２（第８条関係）

### １ 通常入場料

| 区分         | 金額（１人１回当たり） |              |
|------------|-------------|--------------|
|            | 唐津市内居住者     | 唐津市外居住者      |
| 一般         | ５００円（４００円）  | １，０００円（８００円） |
| 小・中学生及び高校生 | ２５０円（２００円）  | ５００円（４００円）   |
| 未就学児       | 無料          |              |

#### 備考

- 1 「一般」とは、１５歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。
- 2 括弧内の金額は、団体入場料とする。
- 3 団体扱いは、２０人以上とする。

### ２ 年間入場料

| 区分         | 金額      |         |
|------------|---------|---------|
|            | 唐津市内居住者 | 唐津市外居住者 |
| 一般         | ２，５００円  | ５，０００円  |
| 小・中学生及び高校生 | １，２５０円  | ２，５００円  |

#### 備考

- 1 「年間入場料」とは、交付を受けた日から起算して１年の間、曳山展示場の入場に利用することができる券の購入料金をいう。
- 2 「一般」とは、１５歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。



## 議案第 98 号

唐津市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

唐津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 有料公園施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市都市公園条例の一部を改正する条例

唐津市都市公園条例（平成 17 年条例第 244 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1（1）ウの表中

「

|        |      |
|--------|------|
| 壁打ちコート | 110円 |
|--------|------|

」

を

「

|       |      |
|-------|------|
| 一般    | 160円 |
| 生徒・児童 | 80円  |

」

に改める。

別表第 4 の 1（3）の表中「930円」を「1,390円」に、「460円」を「690円」に改める。

別表第 4 の 1（4）アの表中「3,110円」を「3,300円」に、「1,550円」を「1,650円」に、「770円」を「820円」に、「380円」を「410円」に改める。

別表第 4 の 2（1）の表を次のように改める。

(1) 文化体育館使用料

ア 競技場専用利用

| 区分    |    | 金額（1時間当たり） |
|-------|----|------------|
| 一般    | 全面 | 2,380円     |
|       | 半面 | 1,190円     |
| 生徒・児童 | 全面 | 1,190円     |
|       | 半面 | 590円       |

備考 競技場の照明の電気料については、500ルクスを超える場合に限り、超過分の実費相当額を徴収する。

イ 柔道場及び剣道場専用利用

| 区分    | 金額（１時間当たり） |
|-------|------------|
| 一般    | ８１０円       |
| 生徒・児童 | ４００円       |

ウ 弓道場専用利用

| 区分    | 金額（１時間当たり） |
|-------|------------|
| 一般    | １，１８０円     |
| 生徒・児童 | ５９０円       |

エ 競技場、柔道場、剣道場及び弓道場個人利用

| 区分    | 金額（１時間当たり） |
|-------|------------|
| 一般    | １１０円       |
| 生徒・児童 | ５０円        |

オ トレーニング室個人利用

| 区分    | 金額（１時間当たり） |
|-------|------------|
| 一般    | １５０円       |
| 生徒・児童 | ７０円        |

カ 文化ホール

| 区分          | 金額（１時間当たり） |
|-------------|------------|
| 文化ホール（控室付き） | ２，５２０円     |
| 文化ホール（舞台のみ） | ７５０円       |

キ 会議室

| 区分           | 金額（１室につき１時間当たり） |
|--------------|-----------------|
| 会議室（図書室・資料室） | ６１０円            |

ク 冷暖房利用

| 区分  | 金額（１時間当たり） |
|-----|------------|
| 競技場 | １８，４２０円    |

別表第４備考第３項に次の１号を加える。

(3) １０円券の１２枚つづり １００円

別表第4備考第5項中「団体」を「市外を拠点とする団体」に改め、同表備考第6項及び第7項中「使用料（」の次に「夜間照明施設利用に係る使用料、冷暖房利用に係る使用料、」を加える。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市都市公園条例の規定による令和9年4月1日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和9年4月1日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 99 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 体育施設の廃止、使用料の見直し等に伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市体育施設条例の一部を改正する条例

唐津市体育施設条例（平成１７年条例第３２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１体育館の部唐津市鎮西石室体育館の項を削り、同表プールの部唐津市厳木岩屋プールの項中「唐津市厳木町岩屋１０５３番地１」を「唐津市厳木町岩屋１０５１番地１」に改め、同部唐津市鎮西馬渡プールの項中「唐津市鎮西町馬渡島１３２５番地」を「唐津市鎮西町馬渡島１３４１番地３」に改め、同表相撲場の部唐津市西唐津相撲場の項中「唐津市藤崎通６９２５番地１」を「唐津市藤崎通６９４９番地」に改め、同部唐津市佐志相撲場の項中「唐津市佐志浜町４４１１番地６」を「唐津市佐志浜町４４００番地３７」に改め、同表地区運動広場の部唐津市千々賀運動広場の項中「唐津市千々賀９６５番」を「唐津市千々賀１００２番」に改め、同部唐津市半田運動広場の項中「唐津市半田３２３７番６」を「唐津市半田３２３８番１」に改め、同部唐津市屋形石運動広場の項中「唐津市屋形石１０番４」を「唐津市屋形石１２５０番１３」に改め、同部唐津市養母田運動広場の項中「唐津市養母田２３１番１」を「唐津市養母田２２８番」に改め、同部唐津市厳木岩屋運動広場の項中「唐津市厳木町岩屋５１２番」を「唐津市厳木町岩屋１２００番」に改め、同部唐津市鎮西馬渡運動広場の項中「唐津市鎮西町馬渡島１３２５番地」を「唐津市鎮西町馬渡島１２９１番地２」に改める。

別表第２の１（１）の表中「１，３８０円」を「２，０７０円」に、「６９０円」を「１，０３０円」に、「６１０円」を「９１０円」に、「３００円」を「４５０円」に改める。

別表第２の１（３）の表を削る。

別表第２の２（１）の表中「１，６５０円」を「２，４７０円」に、「８２０円」を「１，２３０円」に改める。

別表第２の３（１）アの表中「４６０円」を「６９０円」に、「２３０円」を「３４０円」に改める。

別表第２の３（１）イの表中「４６０円」を「６９０円」に、「２３０円」を「３４０円」に、「１１０」円を「１７０円」に改める。

別表第２の３（１）ウの表中「９３０円」を「１，３９０円」に、「２３０円」を「３４０円」に、「４６０円」を「６９０円」に、「１１０円」を「１７０円」に改め、同表の次に次の１表を加える。

エ 唐津市鎮西スポーツセンター多目的広場

| 区分    | 金額（１時間当たり） |
|-------|------------|
| 一般    | １１０円       |
| 生徒・児童 | ５０円        |

別表第２の３（２）の表備考中「唐津市浄水センター運動広場」の次に「及び唐津市鎮西スポーツセンター多目的広場」を加える。

別表第２の４（１）アの表中「９３０円」を「１，３９０円」に、「４６０円」を「６９０円」に改める。

別表第２の４（１）イの表中「４３０円」を「６４０円」に、「２１０円」を「３２０円」に改める。

別表第２の４（１）ウ（ア）の表中「８５０円」を「１，２７０円」に、「４２０円」を「６３０円」に、「２１０円」を「３１０円」に、「１００円」を「１５０円」に改める。

別表第２の４（１）ウ（イ）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（イ）その他の施設

| 区分                                                                |           |       | 金額（１時間当たり） |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|-------|------------|
| 唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館<br>唐津市北波多社会体育館<br>唐津市肥前体育館<br>唐津市鎮西スポーツセンター体育館 | 卓球室       | 一般    | ４６０円       |
|                                                                   |           | 生徒・児童 | ２３０円       |
|                                                                   |           |       |            |
|                                                                   |           |       |            |
| 唐津市北波多社会体育館<br>唐津市鎮西スポーツセンター体育館                                   | ミーティングルーム | 一般    | ４３０円       |
|                                                                   |           |       |            |

|                    |             |       |      |
|--------------------|-------------|-------|------|
| 唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場 | ム           | 生徒・児童 | 210円 |
| 唐津市鎮西スポーツセンター体育館   | 多目的室        | 一般    | 460円 |
|                    |             | 生徒・児童 | 230円 |
| 唐津市鎮西スポーツセンター体育館   | シャワー(1回当たり) |       | 100円 |
| 唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場 |             |       |      |

別表第2の4(1)エの表中「550円」を「820円」に、「270円」を「410円」に改める。

別表第2の4(1)オの表中「660円」を「990円」に、「330円」を「490円」に、「160円」を「240円」に改める。

別表第2の4(1)カの表を次のように改める。

カ 唐津市相知牟田部体育館、唐津市相知平山体育館及び唐津市相知佐里体育館

| 区分    | 金額(1時間当たり) |
|-------|------------|
| 一般    | 490円       |
| 生徒・児童 | 240円       |

別表第2の4(2)の表備考中「、唐津市相知佐里体育館及び唐津市鎮西石室体育館」を「及び唐津市相知佐里体育館」に改める。

別表第2の5(1)アの表中「360円」を「540円」に、「180円」を「270円」に改める。

別表第2の5(1)イの表中「360円」を「490円」に、「180円」を「240円」に改める。

別表第2の5(1)ウの表中「310円」を「460円」に、「150円」を「230円」に改める。

別表第2の5(4)の表中「30分当たり」を「1面につき30分当たり」に改める。

別表第2の6アの表中「3, 320円」を「4, 980円」に、「1, 660円」を「2, 490円」に改める。

別表第2の7(1)の表中「390円」を「580円」に、「190円」を「290円」に、「210円」を「310円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第2の8(1)の表中「310円」を「460円」に、「150円」を「230円」に改める。

別表第2の9の表一般の部中「47,120円」を「60,000円」に、「23,560円」を「35,340円」に、「15,480円」を「23,220円」に改め、同表大学生の部中「23,560円」を「30,000円」に、「11,780円」を「17,670円」に、「7,740円」を「11,610円」に改め、同表高校生以下の部中「11,780円」を「15,000円」に、「5,890円」を「8,830円」に、「3,870円」を「5,800円」に改める。

別表第2の10の表を次のように改める。

#### 10 グラウンド・ゴルフ場使用料

##### (1) 専用利用（団体20人以上）

| 区分                      | 金額（1時間当たり） |
|-------------------------|------------|
| 唐津市相知天徳の丘運動公園グラウンド・ゴルフ場 | 3,000円     |

##### (2) 個人利用

| 区分                      | 金額（1人につき1時間当たり） |
|-------------------------|-----------------|
| 唐津市相知天徳の丘運動公園グラウンド・ゴルフ場 | 150円            |

別表第2の12の表を別表第2の13の表とする。

別表第2の11の表中「唐津市立高峰小学校運動場」を「唐津市立高峰小中学校運動場」に改め、同表唐津市厳木広瀬運動広場の項を削り、「唐津市立厳木中学校テニスコート」を「唐津市立厳木小中学校テニスコート」に改め、同表を別表第2の12の表とし、別表第2の10の表の次に次の1表を加える。

## 1 1 地区運動広場使用料

### (1) 唐津市浜玉三本松運動広場

| 区分    |    | 金額（１時間当たり） |
|-------|----|------------|
| 一般    | 全面 | 2 2 0 円    |
|       | 片面 | 1 1 0 円    |
| 生徒・児童 | 全面 | 1 1 0 円    |
|       | 片面 | 5 0 円      |

### (2) 唐津市厳木広瀬運動広場

| 区分    |  | 金額（１時間当たり） |
|-------|--|------------|
| 一般    |  | 1 1 0 円    |
| 生徒・児童 |  | 5 0 円      |

別表第２備考第３項に次の１号を加える。

### (3) １０円券の１２枚つづり １００円

別表第２備考第５項中「団体」を「市外を拠点とする団体」に改め、同表備考第６項及び第７項中「使用料」の次に「（夜間照明施設利用に係る使用料及びシャワー使用料を除く。）」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（同表体育館の部唐津市鎮西石室体育館の項を削る部分を除く。）及び別表第２の１１の表の改正規定（同表を別表第２の１２の表とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

### （準備行為）

- この条例による改正後の唐津市体育施設条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### （経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第 100 号

唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市高齢者ふれあい会館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市高齢者ふれあい会館条例の一部を改正する条例

唐津市高齢者ふれあい会館条例（平成 17 年条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第 6 条、第 13 条関係）

##### 1 ホール等使用料

| 区分    | 単位         | 金額       |
|-------|------------|----------|
| ホール   | 1 時間当たり    | 4, 570 円 |
| 研修室 1 | 1 時間当たり    | 2, 020 円 |
| 研修室 2 | 1 時間当たり    | 990 円    |
| 研修室 3 | 1 時間当たり    | 1, 270 円 |
| 浴場    | 1 人 1 回当たり | 260 円    |

#### 備考

- 1 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 2 営利を目的として利用する場合、入場料、会費、負担金その他入場料に相当する料金を徴収する場合及び市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。）以外の者が利用する場合の使用料は、10 割相当額を加算する。

##### 2 グランドピアノ使用料

| 区分           | 金額（1 日 1 回当たり） |
|--------------|----------------|
| セミコンサートピアノ A | 3, 320 円       |
| セミコンサートピアノ B | 2, 410 円       |

#### 備考

- 1 グランドピアノの使用料には、調律に要する費用を含まない。
- 2 調律に要する費用は、利用者の負担とする。

- 3 営利を目的として利用する場合、入場料、会費、負担金その他入場料に相当する料金を徴収する場合及び市民等（市内に住所を有する者及び主に市内を活動の拠点としている団体をいう。）以外の者が利用する場合の使用料は、10割相当額を加算する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市高齢者ふれあい会館条例の規定による令和9年4月1日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和9年4月1日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 議案第 101 号

唐津市高齢者センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市高齢者センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市呼子町高齢者福祉センターの廃止に伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市高齢者センター条例の一部を改正する条例

唐津市高齢者センター条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表唐津市呼子町高齢者福祉センターの項を削る。

別表の1の表中「1 唐津市向島高齢者センター、唐津市駄竹高齢者センター、唐津市切木高齢者センター及び唐津市星賀高齢者センター使用料」を削る。

別表の2の表を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の唐津市高齢者センター条例の規定により施設を利用した者に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。



## 議案第 102 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例制定について

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 児童福祉法等の一部改正等に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例

(唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第 1 条** 唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 4 項及び第 5 項において同じ。））」を加え、同条第 5 項中「ものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

**第 13 条** 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保

育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第10項を次のように改める。

- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

（唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第2条** 唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

- （6）満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「これらの項」を「選考方法又は前項」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に、「選考の方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第25条中「第27条の2第1項各号、」の次に「学校教育法第1条に規定す

る」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあ

るのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（１）家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業  
法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（２）事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項、第5項、第9項及び第10項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項、第5項及び第10項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第5項中「以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「関する規程」との次に「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準

用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」とを加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「前節（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「次条第3項において」を「第52条第3項において」に改め、「章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

**第51条の2** 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。
- 第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模

保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第3条** 唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

**第13条の2** 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を

講じなければならない。

(唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第4条** 唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」と」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第4条の規定及び次項の規定 公布の日
  - (2) 第1条中第13条の改正規定及び第3条の規定 令和8年12月25日  
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

### 議案第 103 号

唐津市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

唐津市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 利用者負担の適正化を図るため改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

唐津市放課後児童クラブ条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「4,000円」を「5,500円」に改め、同項ただし書中「5,000円」を「8,000円」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 土曜日に利用する児童の負担金の月額、児童一人につき前項に定める額に1,000円を加算した額とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市放課後児童クラブ条例第6条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る負担金について適用し、同日前の利用に係る負担金については、なお従前の例による。



## 議案第 104 号

唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について

唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市呼子交流促進施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市呼子交流促進施設条例の一部を改正する条例

唐津市呼子交流促進施設条例（平成１７年条例第１２１号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表中「３，０８０円」を「４，６２０円」に、「２，５３０円」を「３，７９０円」に、「１，６５０円」を「２，４７０円」に改める。

別表の２の表中「５５０円」を「８２０円」に、「３３０円」を「４９０円」に改める。

別表の３の表中「７４０円」を「１，１１０円」に、「３７０円」を「５５０円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市呼子交流促進施設条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 105 号

唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市浜玉農山村改善センターの使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市浜玉農山村改善センター条例の一部を改正する条例

唐津市浜玉農山村改善センター条例（平成１７年条例第１９９号）の一部を次のように改正する。

別表中「１２０円」を「１８０円」に、「３７０円」を「５５０円」に、「９５０円」を「１，４２０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市浜玉農山村改善センター条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 106 号

唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市農漁民センターの使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市農漁民センター条例の一部を改正する条例

唐津市農漁民センター条例（平成１７年条例第３０８号）の一部を次のように改正する。

別表中「８４０円」を「１，２６０円」に、「１，４００円」を「２，１００円」に、「１，６５０円」を「２，４７０円」に、「２，７４０円」を「４，１１０円」に、「８２０円」を「９００円」に、「１，３７０円」を「１，５００円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市農漁民センター条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 107 号

唐津市国営土地改良事業特別徴収金徴収条例制定について

唐津市国営土地改良事業特別徴収金徴収条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国営土地改良事業の特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるため  
制定するものである。



唐津市条例第 号

唐津市国営土地改良事業特別徴収金徴収条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、国営土地改良事業（以下「事業」という。）に係る特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金)

**第 2 条** 市は、事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後 8 年を経過する日までの間に、法第 90 条の 2 第 1 項の規定に該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。

2 事業の施行に係る地域内にある土地が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、特別徴収金を徴収しない。

(1) 当該土地を一時的に目的外用途（法第 90 条の 2 第 1 項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。）に供するため所有権の移転等をした場合

(2) 目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該事業による利益を受けていないものとなっている場合

(3) 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 53 条の 9 の規定に該当する場合

3 第 1 項の特別徴収金の額は、法第 90 条の 2 第 3 項に規定する額を限度として市長が別に定めるものとする。

4 市長は、特別な理由があると認めるときは、第 1 項の特別徴収金を免除することができる。

(委任)

**第 3 条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 108 号

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する条例制定について

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市呼子台場都市漁村交流施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の一部を改正する条例

唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例（平成24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の2（1）の表中「390円」を「580円」に、「780円」を「1,170円」に、「540円」を「810円」に、「1,080円」を「1,620円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例の規定による令和9年4月1日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和9年4月1日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 109 号

唐津市水産会館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市水産会館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市水産会館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市水産会館条例の一部を改正する条例

唐津市水産会館条例（平成 24 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 560 円」を「2, 340 円」に、「3, 120 円」を「4, 680 円」に、「250 円」を「370 円」に、「500 円」を「750 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市水産会館条例の規定による令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 110 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市ふるさと会館の廃止に伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(173) 唐津市ふるさと会館条例（平成 17 年条例第 213 号）

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の唐津市ふるさと会館条例の規定により施設を利用した者に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。



## 議案第 1 1 1 号

唐津城条例の一部を改正する条例制定について

唐津城条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津城の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津城条例の一部を改正する条例

唐津城条例（平成１７年条例第２１４号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表を次のように改める。

１ 天守閣入場料

| 区分         | 金額（１人１回当たり） |            |
|------------|-------------|------------|
|            | 唐津市内居住者     | 唐津市外居住者    |
| 一般         | ２５０円（２００円）  | ５００円（４００円） |
| 小・中学生及び高校生 | １２０円（１００円）  | ２５０円（２００円） |
| 未就学児       | 無料          | 無料         |

備考

- 「一般」とは、１５歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。
- 括弧内の金額は、団体入場料とする。
- 団体扱いは、２０人以上とする。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。



## 議案第 1 1 2 号

唐津市相知あじさい館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市相知あじさい館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市相知あじさい館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市相知あじさい館条例の一部を改正する条例

唐津市相知あじさい館条例（平成 17 年条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 14 条関係）

| 区分     | 金額（1 時間当たり） |
|--------|-------------|
| 会議室    | 3 1 0 円     |
| ピロティー  | 3 1 0 円     |
| あじさい広場 | 3 1 0 円     |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市相知あじさい館条例の規定による令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



### 議案第 1 1 3 号

唐津市観光公園等条例の一部を改正する条例制定について

唐津市観光公園等条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市観光公園等の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市観光公園等条例の一部を改正する条例

唐津市観光公園等条例（平成 17 年条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 満越海岸の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 1 1 4 号

唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例制定について

唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市玄海海中展望塔の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市玄海海中展望塔条例の一部を改正する条例

唐津市玄海海中展望塔条例（平成１７年条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第５条、第１２条関係）

| 区分         |            | 金額（１人１回当たり） |            | 摘要                        |
|------------|------------|-------------|------------|---------------------------|
|            |            | 唐津市内居住者     | 唐津市外居住者    |                           |
| 入場券<br>(A) | 一般         | ４００円（３５０円）  | ８００円（７００円） | 透視度が<br>５メートル以上で<br>あるとき。 |
|            | 小・中学生及び高校生 | ２００円（１５０円）  | ４００円（３００円） |                           |
|            | 未就学児       | 無料          | 無料         |                           |
| 入場券<br>(B) | 一般         | ３５０円（３００円）  | ７００円（６００円） | 透視度が<br>５メートル未満で<br>あるとき。 |
|            | 小・中学生及び高校生 | １５０円（１００円）  | ３５０円（２５０円） |                           |
|            | 未就学児       | 無料          | 無料         |                           |

備考

- 「一般」とは、１５歳以上の者で中学生及び高校生以外のものをいう。
- 括弧内の金額は、団体入場料とする。
- 団体扱いは、２０人以上とする。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。



## 議案第 1 1 5 号

唐津市呼子観光物産館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市呼子観光物産館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市呼子観光物産館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市呼子観光物産館条例の一部を改正する条例

唐津市呼子観光物産館条例（平成 17 年条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

| 区分     | 金額（1 時間当たり） |
|--------|-------------|
| 常設展示室  | 無料          |
| 多目的ホール | 250 円       |

備考

- 1 常設展示室の利用は、展示のみとし、販売等には利用できない。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 3 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市呼子観光物産館条例の規定による令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 1 1 6 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの廃止に伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 2 号を加える。

(174) 唐津市国民宿舎基金条例（平成 17 年条例第 93 号）

(175) 唐津市国民宿舎条例（平成 17 年条例第 391 号）

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。  
（唐津市国民宿舎条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の唐津市国民宿舎条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。  
（唐津市特別会計条例の一部改正）
- 3 唐津市特別会計条例（平成 17 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条第 4 号を削る。  
（唐津市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 前項の規定による改正前の唐津市特別会計条例第 1 条第 4 号に規定する国民宿舎特別会計（次項において「旧国民宿舎特別会計」という。）の令和 8 年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 5 旧国民宿舎特別会計の廃止の際、旧国民宿舎特別会計に属する債権債務及び出納閉鎖後の歳計剰余金は、一般会計が引き継ぐものとする。



## 議案第 1 1 7 号

唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例制定について

唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市鳴神温泉なのゆの使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市鳴神温泉なのゆ条例の一部を改正する条例

唐津市鳴神温泉なのゆ条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「780円」を「960円」に、「610円」を「740円」に、「390円」を「480円」に、「300円」を「370円」に改める。

別表第2の1の表中「1, 560円」を「1, 910円」に改める。

別表第2の2の表中「1, 170円」を「1, 430円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の唐津市鳴神温泉なのゆ条例の規定による令和9年4月1日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和9年4月1日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の別表第1の規定により発行した回数券については、この条例による改正後の別表第1の規定により発行した回数券とみなす。



## 議案第 1 1 8 号

唐津市自転車等の放置防止等に関する条例制定について

唐津市自転車等の放置防止等に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 自転車等の放置防止等に関し必要な事項を定めるものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市自転車等の放置防止等に関する条例

#### (目的)

**第 1 条** この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止し、市が設置し、又は管理する自転車等駐車場の適正な利用を確保することにより、市民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の美観を維持し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車及び原動機付自転車（道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車）をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための場所又は施設をいう。
- (4) 市管理自転車等駐車場 市が設置し、又は管理する自転車等駐車場をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園その他公共の用に供する場所で市が管理するものをいう。
- (6) 利用者等 自転車等の利用者又は所有者をいう。
- (7) 放置自転車等 自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態にあるものをいう。
- (8) 長期駐車自転車等 市管理自転車等駐車場において、規則で定める期間を超えて継続して駐車され、又は利用されていないと認められる自転車等であつて、当該市管理自転車等駐車場の適正な利用又は管理に支障を及ぼしているものをいう。

#### (市の責務)

**第3条** 市は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置防止及び市管理自転車等駐車場の適正な利用の確保に関し、必要な施策を実施するものとする。

(利用者等の責務)

**第4条** 利用者等は、公共の場所において自転車等を放置してはならない。

2 利用者等は、市管理自転車等駐車場を適正に利用し、他の利用者の利用又は当該市管理自転車等駐車場の管理に支障を及ぼしてはならない。

3 利用者等は、市が実施する自転車等の放置防止及び市管理自転車等駐車場の適正利用に関する施策に協力しなければならない。

(自転車小売業者の責務)

**第5条** 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、防犯登録の勧奨に努めるとともに、市が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

**第6条** 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

**第7条** 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

(放置自転車等に対する措置)

**第8条** 市長は、公共の場所に放置自転車等があり、市民の良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該放置自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を放置しないよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等が放置されているときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(長期駐車自転車等に対する措置)

**第 9 条** 市長は、市管理自転車等駐車場に長期駐車自転車等があるときは、当該長期駐車自転車等を移動し、保管することができる。

(保管した自転車等に係る措置等)

**第 10 条** 市長は、第 8 条第 2 項又は前条の規定により、自転車等を移動し、保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、放置自転車等について、前項の規定による告示の日から規則で定める期間を経過してもなお当該放置自転車等を返還することができないときは、当該放置自転車等について、廃棄等の処分をすることができる。

3 市長は、長期駐車自転車等について、第 1 項の規定による告示の日から規則で定める期間を経過してもなお当該長期駐車自転車等を返還することができないときは、当該長期駐車自転車等について、廃棄等の処分をすることができる。

(委任)

**第 11 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 1 1 9 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように  
制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市立学校体育施設の使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例（令和４年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

| 区分       |    | 金額（１時間当たり） |
|----------|----|------------|
| 屋内運動場    | ２面 | ４２０円       |
|          | １面 | ２１０円       |
| 剣道場      | 全面 | １１０円       |
| 屋内運動場空調機 | ２面 | ５４０円       |
|          | １面 | ２７０円       |

備考 利用時間に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 120 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市公民館の使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市公民館条例の一部を改正する条例

唐津市公民館条例（平成１７年条例第３００号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「２，２００円」を「３，３００円」に、「１，６００円」を「２，４００円」に、「６００円」を「９００円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市公民館条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 121 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市都市コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市都市コミュニティセンター条例（平成１７年条例第３０５号）の一部を次のように改正する。

別表中「２，２００円」を「３，３００円」に、「１，６００円」を「２，４００円」に、「６００円」を「９００円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市都市コミュニティセンター条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 議案第 122 号

唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市厳木コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市厳木コミュニティセンター条例（平成１７年条例第３０６号）の一部を次のように改正する。

別表中「２，２００円」を「３，３００円」に、「１，６００円」を「２，４００円」に、「６００円」を「９００円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の唐津市厳木コミュニティセンター条例の規定による令和９年４月１日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- ３ この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和９年４月１日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



### 議案第 1 2 3 号

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定について

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 近代図書館分室の設置及び使用料の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例

唐津市近代図書館条例（平成 17 年条例第 311 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する近代図書館に、次の分室を置く。

| 名称           | 位置                    |
|--------------|-----------------------|
| 唐津市近代図書館浜玉分室 | 唐津市浜玉町浜崎 1 1 5 1 番地 1 |
| 唐津市近代図書館相知分室 | 唐津市相知町中山 3 6 0 0 番地 8 |
| 唐津市近代図書館呼子分室 | 唐津市呼子町殿ノ浦 7 5 0 番地 1  |

第 3 条第 1 項第 3 号中「こと」の次に「（分室を除く。）」を加える。

別表中「18, 330 円」を「27, 490 円」に、「31, 520 円」を「47, 280 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の唐津市近代図書館条例の規定による令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の利用許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（唐津市近代図書館条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の公布の日前に利用の許可を受けた令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正）

4 唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(176) 唐津市相知図書館条例（平成 1 7 年条例第 3 1 2 号）

（唐津市相知図書館条例の廃止に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の唐津市相知図書館条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

## 議案第 1 2 4 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて  
次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名 岡 本 淳 一

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。



おか   もと   じゅん   いち  
岡   本   淳   一



略

歴

[Redacted text block]

[Redacted text block]



## 議案第 1 2 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 1 財産の表示

| 所 在 地                  | 地 目   | 面 積                            | 参考<br>資料<br>番号 |
|------------------------|-------|--------------------------------|----------------|
| 唐津市二タ子一丁目 4 番 8        | 鉄道用地  | 3 3 5 . 8 3 m <sup>2</sup>     | 2              |
| 唐津市二タ子一丁目 8 5 6 番 8    | 鉄道用地  | 6 3 1 . 3 5 m <sup>2</sup>     | 2              |
| 唐津市鳩川字丸駒 7 2 2 1 番 7 7 | 鉄道用地  | 5 7 . 9 0 m <sup>2</sup>       | 3              |
| 唐津市鳩川字丸駒 7 2 2 1 番 7 8 | 鉄道用地  | 7 7 . 0 3 m <sup>2</sup>       | 3              |
| 唐津市鳩川字丸駒 7 2 2 1 番 7 9 | 鉄道用地  | 8 3 . 9 2 m <sup>2</sup>       | 3              |
| 唐津市海岸通 7 2 1 2 番 2 5   | 宅 地   | 1 , 3 1 7 . 2 1 m <sup>2</sup> | 4              |
| 唐津市西大島町 2 4 3 番 4      | 雑種地   | 2 , 1 6 7 . 0 9 m <sup>2</sup> | 5              |
| 唐津市西唐津一丁目 6 1 3 6 番 6  | 公衆用道路 | 1 0 1 . 4 9 m <sup>2</sup>     | 6              |
| 唐津市西唐津一丁目 6 1 4 0 番 1  | 宅 地   | 1 0 8 . 2 7 m <sup>2</sup>     | 6              |
| 唐津市和多田南先石 4 0 1 7 番 4  | 宅 地   | 1 2 7 . 6 2 m <sup>2</sup>     | 7              |
| 唐津市浜玉町浜崎字新田 1 2 0 番 1  | 雑種地   | 5 7 8 . 0 0 m <sup>2</sup>     | 8              |
| 合 計                    |       | 5 , 5 8 5 . 7 1 m <sup>2</sup> |                |

### 2 取得金額

金 8 2 , 8 8 6 , 0 6 9 円

### 3 取得先

唐津市西城内 1 番 1 号

唐津市土地開発公社

理事長 脇 山 秀 明

提案理由 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

## 議案第 126 号

唐津市有線テレビジョン施設等撤去工事請負契約締結について

唐津市有線テレビジョン施設等撤去工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- |   |             |                    |
|---|-------------|--------------------|
| 1 | 契 約 の 目 的   | 唐津市有線テレビジョン施設等撤去工事 |
| 2 | 工 事 の 内 容   | 有線テレビジョン施設等撤去工事 一式 |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札による契約        |
| 4 | 契 約 金 額     | 金 1,885,400,000 円  |
| 5 | 契約不適合責任期間   | 2 年                |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | クラブティア・高田共同企業体     |

代表者 佐賀県唐津市千々賀 1 番地 1

株式会社クラブティア唐津営業所

所長 月 俣 博

提案理由 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。



## 議案第 1 2 7 号

土地改良事業計画の変更について

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 3 第 1 項の規定により、唐津市営土地改良事業計画を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

第 2 章第 2 節受益面積を次のとおり変更する。

単位：h a

| 市町名         |        | 現況地目  | 田        | 畑        | 計        |
|-------------|--------|-------|----------|----------|----------|
| 変<br>更<br>前 | 唐津市    |       | 1, 2 4 0 | 2, 0 2 3 | 3, 2 6 3 |
|             | 内<br>訳 | 旧唐津市  | 5 0 5    | 7 5 4    | 1, 2 5 9 |
|             |        | 旧北波多村 | 5 5      | 1 3 7    | 1 9 2    |
|             |        | 旧肥前町  | 3 2 1    | 4 1 9    | 7 4 0    |
|             |        | 旧鎮西町  | 3 4 2    | 6 0 4    | 9 4 6    |
|             |        | 旧呼子町  | 1 7      | 1 0 9    | 1 2 6    |
|             | 玄海町    |       | 3 9 7    | 5 5 7    | 9 5 4    |
|             | 計      |       | 1, 6 3 7 | 2, 5 8 0 | 4, 2 1 7 |
| 変<br>更<br>後 | 唐津市    |       | 1, 2 6 2 | 1, 3 0 7 | 2, 5 6 9 |
|             | 内<br>訳 | 唐津地区  | 4 8 6    | 5 3 7    | 1, 0 2 3 |
|             |        | 北波多地区 | 5 2      | 4 6      | 9 8      |
|             |        | 肥前地区  | 3 7 1    | 3 2 2    | 6 9 3    |
|             |        | 鎮西地区  | 3 3 6    | 3 1 7    | 6 5 3    |
|             |        | 呼子地区  | 1 7      | 8 5      | 1 0 2    |
|             | 玄海町    |       | 4 0 0    | 2 3 3    | 6 3 3    |
|             | 計      |       | 1, 6 6 2 | 1, 5 4 0 | 3, 2 0 2 |

第3章第2節維持管理すべき施設のうち松浦川揚水機場の最大取水量を次のとおり変更する。

| 変更前                    | 変更後                      |
|------------------------|--------------------------|
| 3. 0 m <sup>3</sup> /S | 2. 2 5 m <sup>3</sup> /S |

提案理由 土地改良法第96条の3第1項の規定により提案するものである。

## 報告第 19 号

専決処分の報告について（その 1）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 30 日

唐津市長 峰 達 郎

## 1 事故の内容

唐津市障害者支援センター及び唐津市子育て支援センター敷地内における軽自動車への屋根瓦の落下による物損事故

## 2 事故発生年月日

令和 8 年 3 月 13 日

## 3 事故発生場所

唐津市障害者支援センター及び唐津市子育て支援センター駐車場内

## 4 損害賠償の額

金 395,500 円

## 5 損害賠償及び和解の相手方

佐賀県唐津市浜玉町横田下 931 番地

一般社団法人バトン

理事長 加 世 堂 久

## 6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5 の損害賠償及び和解の相手方に対し 4 の損害賠償の額を支払う。
- (2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方の間には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

## 報告第20号

## 専決処分の報告について（その２）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第１号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和8年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

專決処分書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第  
 １８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第  
 １号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月14日

唐津市長 峰 達 郎

## 1 事故の内容

市道上のポットホールによる普通自動車への物損事故

## 2 事故発生年月日

令和8年7月5日

### 3 事故発生場所

佐賀県唐津市浜玉町大江180番1地先の市道上

#### 4 損害賠償の額

金 11, 110 円

## 5 損害賠償及び和解の相手方

██████████  
██████████

## 6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。

- (2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方の間には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

